

美濃加茂市監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年9月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年10月27日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則  
同 高 井 実 枝

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和7年10月27日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
総務課	<b>【検討】</b> 庁用車の廃車について、今後は、入札による売却を行う。もしくは無価値と判断されるなら、新車購入業者にこだわらず、事前に複数業者から、廃車手数料の見積もりを徴収するなど支出負担の軽減を考慮するよう検討されたい。